

法学における進化心理学の可能性を考える —— 進化心理学は正義や法について何を語るのか ——

鈴木 慎太郎

1 はじめに

近年、社会科学の領域において、心理学や脳科学といった自然科学分野で得られた新たな知見や方法を応用した研究が見られる。例えば、経済学の分野では、利己的で合理的な経済人（ホモ・エコノミカス）を前提とする伝統的な経済学⁽¹⁾に対し、「利己的で合理的な経済人の仮定を置かない経済学」としての行動経済学が注目されている。この行動経済学は、「心理学、社会学、文化人類学、脳神経科学などの成果を取り入れ、実験や実証研究から、経済人の仮定が重要と思える現実の経済行動と矛盾する場合があることを示し、それらを説明する理論を提供してきた⁽²⁾」とされる。このように、経済学の分野では、「経済学の自然化」と呼ぶべき状況が生じているという⁽³⁾。

翻って、法学の分野ではどうであろうか。経済学ほどではないが、近時、自然科学的なアプローチで法や正義について探究する試み⁽⁴⁾が現れている。例えば、心理学者や脳科学者と法哲学者等による共同研究がある。また、2012年の法社会学

(1) 大垣昌夫・田中沙織『行動経済学—伝統的経済学との統合による新しい経済学を目指して』(有斐閣、2014年) 4頁参照。ここでいう伝統的経済学とは、新古典派経済学、新ケインズ派経済学、伝統的ゲーム理論などとされる(同書3頁参照)。行動経済学の入門書として、依田高典『行動経済学』(中央公論社、2010年)参照。

(2) 大垣・田中・前掲注(1) 4頁。

(3) 「近年、経済学研究に浸透し始めた神経経済学や進化心理学といった研究手法が、いずれも効用理論をはじめとする経済学の基礎概念に自然科学的基礎付けを与えようとするものであることから、これを『経済学の自然化』の動きと呼んでも差し支えないだろう。」(川越敏司編『経済学に脳と心は必要か?』(河出書房新社、2013年) 1頁)

(4) 日本学術振興会・異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究

会では、「法と正義の心理学的基盤」と題するシンポジウムが開催されている⁽⁵⁾。このように、法学の分野においても自然科学的な心理学の研究手法の応用可能性が追究されつつあるようにみえる⁽⁶⁾。しかし、例えば、「正義」という言葉一つとっても、法学と心理学の間では齟齬があり⁽⁷⁾、共同研究を進める際に困難性が存在することも否めない。また、自然科学的な研究手法が法学に何をもたらすのかも明確であるとは言い難く、そもそも法学が扱ってきた事柄に対して自然科学的な研究手法がどれほど有効であるのかについても議論の余地があるように思われる。

そこで、この小論では、法学と心理学との学際的な研究を実り多きものとするために、法や正義の解明に自然科学的な心理学のアプローチを用いることの意義や課題を明確にする作業を行いたいと考える。そのために、いくつかの具体的な心理学のアプローチの法学に対する意義や課題を検討する必要があるが、本稿では、その手始めとして、進化心理学⁽⁸⁾を対象を絞り、これまでの議論を紹介・検討しつつ、進化心理学的アプローチの法学に対する意義と課題について幾許かのことを明らかにしたいと考える。

2 統一的な説明理論としての進化心理学の可能性

心理学者である大坪庸介は、「進化心理学とは、進化論的な立場からヒトの心理メカニズムに統一的な説明を与えようとする学問分野である⁽⁹⁾」と述べる。この

推進事業「意思決定科学・法哲学・脳科学の連携による「正義」の行動的・神経的基盤の解明」(平成21～25年、研究代表者、亀田達也北海道大学教授(当時))。

(5) 日本法社会学会編『法と正義の相克』(『法社会学』78号)(有斐閣、2013年)91-185頁参照。2012年の法社会学会では、「法と正義の相克」と題する全体シンポジウムも開催され、そのシンポジウムを基にした論稿のいくつかも、心理学と法学の関係を考える際に示唆を与える議論を行っている。

(6) 筆者も、「正義」を対象とする心理学者との共同研究の経験から、こうした学際的な共同研究が新たな知見をもたらす可能性を秘める魅力的なものだと感じる一方で、次に述べるような共同研究の困難性も感じている。

(7) 唐沢穰「『正義』への心理学的アプローチの可能性—法と正義の心理学的基盤・コメント2—」日本法社会学会編・前掲注(5)175-6頁参照。

(8) 進化心理学については、ジョン・H・カートライト(鈴木光太郎・河野和明訳)『進化心理学入門』(新曜社、2005年)、長谷川寿一・長谷川眞理子『進化と人間行動』(東京大学出版会、2000年)参照。

(9) 大坪庸介「“心” 抜き経済学は社会を幸せにできるのか 進化心理学の立場から」川越編・前掲注(3)137頁。

説明からわかるように、進化心理学は、社会心理学や感情心理学が「社会」や「感情」を対象とする心理学を意味する⁽¹⁰⁾のとは異なり、「進化」を対象とする心理学の一分野ではない。そうではなく、それは、「進化論という理論的な枠組みに依拠して、ヒトの心理現象を統一的に理解しようとする試み⁽¹¹⁾」であり、「心理学全般の問題に進化論的なアプローチを当てはめようとする試み⁽¹²⁾」である。

それでは、このような進化心理学は、法や正義を考える法学にどのようなインパクトを与えうるのであろうか。法学の分野で進化心理学の成果を踏まえた研究は多くないが、太田勝造が、進化心理学の成果を肯定的に捉え、進化アプローチ⁽¹³⁾がもつ法社会学の研究アプローチとしての意義を明らかにしようとしている。まずは、太田論文から、法や正義に対する進化心理学的なアプローチの意義と課題を考えてみたい。

太田は、『正義』や『法』という概念に内在する多義性と矛盾、これらの概念

(10) 「一般的な心理学の教科書は、心理学という学問分野を知覚心理学、認知心理学、発達心理学、社会心理学、感情心理学、性格心理学といった領域に分けている。これらの領域は、その研究対象に対応している。」（大坪・前掲注（9）137頁。）したがって、進化心理学は、他の心理学と排他的関係にはなく、社会心理学に進化心理学を応用することも（例えば、北村英哉・大坪庸介『進化と感情から解き明かす社会心理学』（有斐閣、2012年）参照）、感情心理学に進化心理学を応用することも（例えば、大平英樹編『感情心理学・入門』（有斐閣、2010年）第4章（河野和明執筆）参照）可能である。

(11) 大坪・前掲注（9）137頁。

(12) 大坪・前掲注（9）137頁。

(13) 例えば、松村良之は次のように述べる。「進化心理学は、行動経済学の基礎として経済学では広く受け容れられているが、他の社会科学（法学、政治学、社会学等）の分野では、正当に受け止められているとは言えない。…（中略）…実際、法学の分野で進化心理学に肯定的な研究、進化心理学の成果を踏まえた研究は殆ど存在しない。」（松村良之「法学の視点から一法と正義の心理学的基盤・コメント1」日本法社会学会編・前掲注（5）168頁）。このような状況にあって、進化心理学ではないが、進化的生物学の成果や知見を法学に取り入れて人権の自然主義的正当化を試みる内藤淳『自然主義の人権論 人間本性に基づく規範』（勁草書房、2007年）は注目に値する。

(14) 「21世紀になり理論面で大きく飛躍しつつあり、また、直接・間接の証拠が人類学や考古学、生物学、認知科学、心理学等によって大きく蓄積してきている人類進化の観点から、正義感情・正義価値の進化、社会規範・法の進化、そして両者の関係について再検討をした。」（太田勝造「法と正義の相互作用—人間進化における適応の観点から—」日本法社会学会編・前掲注（5）50頁。

が人間と人間社会に対して果たしてきた機能の光と影、それらを人類進化の視点によって統一的に説明できるのではないか、という問題意識⁽¹⁵⁾から、「法と正義の関係について、人類進化の視点を導入して光を当てよう⁽¹⁶⁾」としている。太田は、進化心理学の成果によって、法や正義の淵源を人類進化に対応付けて明らかにすることができ、『正義』の進化的機能を確認して行くというアプローチを採用⁽¹⁷⁾することが、『神々の争い』や『定義合戦』に陥ることなく、科学的に『正義』を分析すること⁽¹⁸⁾を可能にすると述べる。そして、「正義という価値や正義感情が喚起される局面と人類進化の過程を対応させることを通じて、人類進化の重要な局面⁽¹⁹⁾において適応度を高める方向の行動を採らせるものとして正義観念が進化してきた」と主張する。また、この主張によって、「正義というものが論理的な体系では全くなく、多様な人類進化の諸局面で作用すべき雑多な価値や感情の総称に過ぎないことを示した⁽²⁰⁾」と述べる。このような太田の試みは、近時の進化心理学が明らかにした知見を踏まえつつ、正義や法について新たな見方を提示しようとする試みといえるだろう。

それでは、太田の試みを参照しつつ、法や正義の理解に対して、進化心理学がもたらすものは何かについて少し考えてみたい。太田の試みは、私たち人間が、なぜ正義や法について考え議論するようになったのか、また、私たち人間は、なぜ正義や法について考え議論することができるのかについて、進化論を用いて説明しようとするものである⁽²¹⁾。いわば、正義や法の発生メカニズムと存在原因を、進化という観点から明らかにしようとするものだといえる。こうしたアプローチは、法学の外的視点から法や正義についての新たな知見をもたらすことが期待でき、興味深い研究アプローチだといえよう。

(15) 太田・前掲注(14)31頁。

(16) 太田・前掲注(14)31頁。

(17) 「進化心理学の近時の発展の成果に鑑みて、更新世の200万年の人類進化の過程で、狩猟採集生活を送る小集団がお互いに競争ないし戦闘を繰り返してきたことの中に、『法』『神』『正義』の進化の淵源が存在すると考えられる。」(太田・前掲注(14)32頁)

(18) 太田・前掲注(14)45頁。

(19) 太田・前掲注(14)45頁。

(20) 太田・前掲注(14)45頁。

(21) 「本稿は、『正義とは何か』や『法とは何か』について内的観点からの内在的検討を試みるものではない。すなわち、いわゆる『正義論』には関心がない。むしろ、人々が『正義』や『法』を内在的に論じようとすることの進化的意義を問うものである。」(太田・前掲注(14)31頁)

しかし、「外的視点」で有効な進化心理学的アプローチが、「内的視点」においても有効であるとは限らない。というのは、なぜ私たちが「正義」をめぐる議論を行うのか、ということが進化論的に説明できたとしても、具体的な事件や問題で、「何が正義か」、「正義に合う解決は何か」といった問い（すなわち「内在的な議論」）に対する答えを提示するわけではないからである。したがって、進化心理学的アプローチが、法や正義をめぐる内的視点からの議論に対して大きなインパクトを与えるものと期待すべきではないように思う。加えて、法学の分野で行われる法や正義に関する議論の中心が、内的視点から行われる規範的な議論だとするならば、当面は、⁽²²⁾法学に進化心理学の成果をただちに活用・応用しよう⁽²⁴⁾とすることには無理があるし、⁽²³⁾すべきでもないように思われる。

(22) 進化心理学からのアプローチが、法や正義に関する従来の見方を超える新たな知見をもたらす可能性は大いにありえ、その点で、進化心理学的アプローチからの研究は活発に行われるべきだと考えるが、他方で、一般に法学者が検討対象とする規範的問題について、進化心理学の成果が直接的に何らかの影響を与えうるとは現状では考えにくい。このように考えるならば、心理学者である平石界の以下の見解は傾聴に値する。「結局のところ進化心理学のアプローチが『正義』や『正義の基盤』について何かを語ることができるとすれば、それは人々の間で『正義』という概念や、その中身が成立してくる仕組みについてのメタな視点からの説明なのであろう。しかしそれはメタな視点であるので、個別の事例について語ることには限界があるし、当然のことながら全体の傾向から外れた例外も出てくる。一方それぞれの社会に生きる人からすれば、自らの社会における事実としての正義こそが重要であり、それをメタな視点から解説されたからといって、それだけで自分の正義への信念が変わるとも限らない。」（平石界「進化心理学は『正義の基盤』を語りうるか」日本法社会学会編・前掲注（5）143頁）

(23) 実証理論としての進化心理学の粗雑さを指摘する見解も存在する。「心理学分野においても進化心理学が勢いを増し、社会システム、人間関係、あるいは個人心理など、多方面にわたって興味深い仮説が提供されている。しかし、それらの多くは文明論や解釈学の域を出ないもので、実証研究によって検証可能な仮説生成には至っていない。進化心理学の議論に用いられる概念が『人類』『文明』などきめの粗いものなので、検証可能な作業仮説にまで精緻化することが難しいためである。法学においては、具体的な問題解決にあたって進化論に基づいて効果的な論陣を組み立てることが可能なのだろうか。」（大淵憲一「心理学における正義研究パラダイム—法と正義の相克・コメント1—」日本法社会学会編・前掲注（5）82頁）。

(24) 太田は、『正義とは何か』という問い自体が、進化思考によって分析すれば『仮象問題』であることを示唆した（太田・前掲注（14）45-46頁）と述べているが、このことが、社会学者の盛山和夫が問題視する、「意味的なものは『仮象』（フ

3 進化心理学による「人間本性」の明確化可能性

法哲学者の内藤淳は、リベラリズムの正義論（とくに井上達夫の理論）を詳細に分析し⁽²⁵⁾、「リベラリズムは、それを大本で支える人間観の部分で問題を含んでいる」と主張する⁽²⁶⁾。つまり、リベラリズムが理論の基礎として想定している人間像は事実に反するものであり、そうだとすると、理論の基礎が誤っているために、リベラリズムは普遍性は持たないというのである⁽²⁷⁾。このようにリベラリズムを批判しつつ、「多元的価値・価値観の下で法の目的たる『正義』を考えるには、価値論の枠内での考察には限界がある」と述べ、事実論によるアプローチの可能性を示唆する⁽²⁹⁾。内藤によれば、「リベラリズムが価値を軸として捉える『共生の枠組み』とは、そういう—多様な価値観を抱く—『人間たち』の共生の枠組みと捉え直すことができ…（中略）…それは価値論としてではなく、人間という存在（生き物）が共生・共存するには何が必要かという『人間の共生の条件』の探究として、人間に関する事実論的考察により考えることができる⁽³⁰⁾」のである。

それでは、そのような人間の共生の条件の探究はいかにして可能なのか。内藤

イクション）であって、われわれ（法社会学？それとも社会そのもの？）はそうした仮象からは脱却しなければならないという趣旨の主張（盛山和夫「フィクションとしての法システムの自立性をどう考えるか—法と正義の相克・コメント 2—」日本法社会学会編・前掲注（5）88頁）であるとすれば、その点には、疑問の余地がある。というのは、仮に、法や正義に対して進化論に基づく外的視点からの説明に成功したとしても、そのことが、内的視点からの議論の意味を否定することにはならないからである。

(25) 内藤淳『法の目的論』としての正義論と人間科学—事実は規範を規定する—
日本法社会学会編・前掲注（5）98-110頁参照。

(26) 内藤・前掲注（25）110頁。

(27) 「リベラリズムというのは、根本のところでは『リベラルな人』もしくは『リベラルな生き方を善しとする人』を想定して成り立っている考え方であって、『人』に関するその想定が、その正義論の全体を成り立たせる拠り所になっている。しかるに人間は皆がリベラルなわけでは決してなく、『非リベラルな人』を考慮に入れたときに、その人に通じる妥当性をリベラリズムは持たない。その意味で、リベラリズムの正義論は、言わば『リベラル・ローカル』な主張であって、それを超えた普遍性を持たない。」（内藤・前掲注（25）108頁）

(28) 内藤・前掲注（25）110頁。

(29) 内藤・前掲注（25）110-111頁。

(30) 内藤・前掲注（25）111頁。

も指摘するように、人間の共生の条件を、地域や時代や文化を超えるより一般的なものとして探究するとき、そこでの探究は人間の本性を探究するようなものになるが、そうした探究はどのようにして可能になるのか、という疑問が生じる⁽³¹⁾。この疑問に対して内藤が問題克服の鍵として挙げるのが進化心理学である。なぜなら、内藤にとって、進化心理学は「生物として人間が共通に備えた性質や行動特性を明らかにするのがこの分野の研究であって、その視点や知見は、ここでの課題を考える上でうってつけの内容を持つ⁽³²⁾」と考えられるからである。そして、内藤は、人間に共通する「本性⁽³³⁾」や「共生の条件」が容易に分かるものではないとの留保を付しつつも、進化心理学の知見を踏まえ、「人間の本性⁽³⁴⁾」を、「生存や繁殖上の利益にむけて動くという利己性」だと捉える。

このような内藤の議論に従えば、進化心理学は、法の目的としての「正義」を考える際に重要な役割を果たすことになる。たしかに、内藤の述べるように、リベラリズムは特定の間人観を前提にしているから、進化心理学によって、事実のレベルで人間の本性が一定程度明らかになるのであれば、進化心理学は正義論に対して相応のインパクトを持ちえそうである。しかし、筆者は、現時点においては、進化心理学の正義論に対する寄与は、それほど大きなものになりえないのではないかと考える。その理由を以下に述べよう。

まず、内藤による事実論の重要性の指摘はもっともだと考えるが、進化心理学⁽³⁶⁾

(31) 「そこで人間一般に当てはまる『共生の条件を考えようとするときに大きな問題になるのは、個別の環境条件や文化の違いを超えて、人間に共通する性質や特徴一言うなれば『人間本性』—などが果たして本当に見出せるのか、どうやって見出せるのかである。」(内藤・前掲注(25)112頁)

(32) 内藤・前掲注(25)112頁。

(33) 「人間に共通する『本性』や『共生の条件』が簡単に分かるわけではなく、それを見出すには具体的な研究事例を通じた慎重で詳細な検討を要する。」(内藤・前掲注(25)112頁)

(34) 「個々の人間の考え方や行動の形態・中身は多様でも、その『元』にあるこうした『心の仕組み』はすべての人間に共通であって、『生存・繁殖上の利益』に『向けて』動くという『利己性』が人間に共通する根本的な『本性』と言える。」(内藤・前掲注(25)113頁)

(35) リベラリズムに限らず、ホブズ、ロック、ルソー等のいわゆる「近代自然法論」と称される法思想、政治哲学の理論も、何らかの「人間の本性」を理論の前提にしている。

(36) 仮に、内藤の主張がリベラリズムは事実論を無視ないし軽視しているというリベラリズム批判であるならば、批判としてそれほどの説得力を持たないように思われる。なぜなら、リベラリズムを始めとする多くの政治哲学理論は、事実論を重要

的アプローチを事実論的アプローチとして最適なものとみなすことには困難な理由があると考ええる。もちろん、進化心理学的アプローチが、事実論的アプローチの一つとして有力なものだということは否定しないが、しかし、「事実」を認識する手段として他のアプローチよりも優位にあるとの十分な論証はなされていないと考える⁽³⁷⁾。というのは、第一に、進化心理学に対しては、いくつかの無視できない難点が指摘されており、それらの難点は、今のところ、克服されていないと考えるからである。例えば、進化心理学が前提⁽³⁸⁾していると思しき、人間の脳構造を狩猟採集時代から変化していないとする考えの妥当性への疑問や、人間の知性を脳の中の活動に限定して定義している点への疑問が提起されている。また、進化心理学が、心理メカニズムの進化を正確には予測できない点も指摘されている⁽⁴⁰⁾。このような進化心理学の限界を考慮すれば、事実論的アプローチの一つと考えるに留めるのが妥当に思われる。

次に、仮に、進化心理学を事実論的なアプローチとして有力なものともみなすとしても、その結果として、「人間の本性」を「生存や繁殖上の利益にむけて動くという利己性」と特定することにただちに同意することは難しいように思う。例えば、「私たちは一緒に暮らし、互いに面倒を見合うように心身ともにデザインされており、人間には他者を道徳的な見地から判断する生まれつきの傾向があると、今では広く思われている⁽⁴¹⁾」という動物行動学者であるドゥ・ヴァールの見解

視すべきという考え方を共有すると考えるからである。理論の実践可能性を真剣に考慮する政治哲学理論であれば、人間の本性についての科学的な知見を真剣に受け止めるはずである。科学的事実を無視し、極度に非現実的な人間観を基礎にする政治哲学理論が、説得力のあるものとして存在するとは考えにくい。例えば、内藤が批判する井上達夫の「自己解釈的自我」も、存在不可能で非科学的な自我モデルではないだろう。

(37) まして、「人間の本性」の特定が進化心理学的アプローチによってのみ可能だと考える理由もないだろう。

(38) 「進化的適応環境」(environment of evolutionary adaption: EEA) と呼ばれるもので、時代としては300万年前から3万年までの期間(地質学的には「更新世」とされる(大平編・前掲注(10)75頁参照)。前節で見た太田の見解も、法や正義の進化の淵源がEEAにあるとする考え方を取っているものと思われる(前掲注(17)参照)。

(39) 川越敏司「経済学の『認知革命』はどこまで進んだか 実験経済学の立場から」川越編・前掲注(3)128-129頁参照。

(40) 「進化心理学理論の限界として、心理メカニズムの進化を正確には予測できない点がある。したがって、予測と結果が一致しない場合にも、後づけ的にくらでも適応論的解釈が可能となる。」(大平編・前掲注(10)94頁)

を踏まえれば、利他性も人間の本性と言えそうであるし、また、必ずしも個体の生存や繁殖の有利さに結びつかない利他性や、血縁淘汰理論でも説明できない非相互的な利他性の存在を認めるとすれば、利己性のみを本性と考えることには無理があるように思われる。⁽⁴²⁾

このように考えると、進化心理学の成果をもってしても、人間の本性を同定することは今のところ難しいと考えるべきであろう。さらに言えば、進化心理学が人間の本性に関して次々と新しい知見をもたらしたとしても、政治哲学理論の前提となる人間の本性をどう設定するかは、進化心理学の知見のみからただちに導けるものではなく、別な作業が必要となるはずであり、その点でも、進化心理学の正義論への貢献は限定的なものと考えられるべきであろう。

4 「正義」と「法」の発生機序：試論

これまで述べてきたように、法や正義に関する内的視点からの議論に対する進化心理学の寄与は、今のところ、あまり期待すべきではないと考える。しかし、法や正義に関する外的視点からの議論を活性化し、豊かにするものとしては、大いに可能性を有すると考える。例えば、正義や法がどのようにして発生したのか、その発生メカニズムの解明には、進化心理学の成果を基にすることが有用なのではないかと考える。本節では、正義や法に関する外的視点からの議論の一例として、正義や法の発生機序について少し考えてみたい。そして、進化心理学の分野で注目されている成果に基づき、きわめて粗雑な素描に過ぎないが、正義や法に関する発生メカニズムに関する仮説を提示することで、進化心理学の法学分野での可能性を示唆したい。

そもそも、正義や法といったものを人間が考え出したのは何故なのだろうか。この疑問に対しては、正義や法が有用だから、必要だから、という答えが考えら

(41) フランス・ドゥ・ヴァール（柴田裕之訳）『道徳性の起源 ボノボが教えてくれること』（紀伊國屋書店、2014年）58頁。

(42) もちろん、利他性（相互的であれ非相互的であれ）も、究極的には、生存の利益になるもの、すなわち内藤のいう「生存や繁殖上の利益にむけて動く利己性」に基づくもの、と考えることもできる。そうすると、人間の本性は、結局のところ「利己性」なのだ、と主張できそうである。しかし、そのように考えるとすると、現存する人間が有する性質は、進化の過程を経てきたもの、おおよそのようなものでも、生存の利益に適うものだったということで、「利己性」で説明できることになってしまい、すべてを説明できるゆえに、何も説明していないのと変わらないことになってしまうのではないかと疑問が残る。

れるが、ある時、誰かが、あるいは人類の多くが正義や法の有用性や必要性に気づき、突然に現われたと考えるのは非現実的に思われる。そうではなく、まさに、自然発生的に、気づいてみれば人は正義や法を考え出していた、と考えるべきではないだろうか。すなわち、正義や法が「進化的に」出現したと考えるのである。もし、そうだとするならば、なぜそのようなことが可能となったのだろうか。正義や法の進化メカニズムは、どのようにして説明することができるだろうか。筆者は、「間接互惠性」⁽⁴³⁾が、その鍵になるのではないかと考えている。

数理生物学者のノヴァクは、協利行動の進化を説明するメカニズムとして、①血縁淘汰、②直接互惠性、③間接互惠性、④ネットワーク互惠性、⑤群選択の5つを挙げる⁽⁴⁵⁾。このうち、間接互惠性とは、利他的な行動を取る者は、利他的な行動の相手方から直接的に利益を得るのではなく、利他的な行動を取ることによって名声を勝ち得、その結果として間接的に利益を得る、というものである。つまり、他人に親切に振る舞うと、相手からの直接的な見返りは望めないが、「親切な人だ」という「評判」⁽⁴⁶⁾が立つことによって、不特定多数の他人から親切にもらえる、という見返りが期待できると考えるのである（「情けは人の為ならず」と類似の発想である）。このような間接互惠性によって、利己的であるヒトも利他的行動を取り得るし協力も成立する、という説明をする。

筆者は、この間接互惠性のメカニズムを用いて、「正義」が進化的に発生することを説明できるのではないかと考える。まず、良い評判を得るためには、「良い人と思われる行動」を取らなければならない。おそらく、まずは、目の前の特定の人に良いと思われる行動を取ることになるだろう。つまり、Aに良いと思われる行動、Bに良いと思われる行動、Cに良いと思われる行動、といった具合

(43) 間接互惠性については、北村・大坪・前掲注(10)179頁参照。また、内藤・前掲注(13)121-123、156-159頁も参照。

(44) ノヴァクは、生命進化の動態を数理的に解明する「進化ダイナミクス」と呼ばれる分野で多くの成果を挙げている。ノヴァクによるこの分野の入門書で、邦語で読めるものとして、Martin A. Nowak（竹内康博・佐藤一憲・巖佐庸・中岡慎治監訳）『進化のダイナミクス 生命の謎を解き明かす方程式』（共立出版、2008年）。

(45) Martin A. Nowak, “Five Rules for the Evolution of Cooperation,” *Science*, 314 (2006), 1560-63.

(46) 「間接互惠性の理論では、評判 (reputation または standing) の存在が鍵となっています。」(北村・大坪・前掲注(10)179頁)。「過去の行動に関する情報をメンバー間で共有することを通じて達成されるこのようなタイプの互酬性を『間接互惠性 (indirect reciprocity)』と呼ぶ。言い換えれば『評判』のメカニズムである」(飯田高『法と社会科学をつなぐ』(有斐閣、2016年)208頁)。

である。しかし、そのうち、AにもBにもCにも良いと思われる行動、つまり、誰から見ても良いと思われる行動を取ることができれば、その方が合理的で効率的なはずであるから、そのような行動を取るようにすると考えることができる。このように、一部の人から良い人と思われる行動を取るよりも、誰から見ても良い人と思われる行動を取ることが合理的で効率的であるとすると、ヒトは「第三者から見ても良いと思われる」行動すなわち「正しい」行動を取りたくなるはず（「正しい」行動を取ることが合理的かつ効率的）だと考えられる。例えば、何らかの利益配分を行う場合、「誰から見ても正しい」配分を行うことが名声につながると考えられる。このようにして、私益を超えた公益を考えることをヒトは行うようになり、正義を求めるようになる、といえないだろうか。

この正義の発生機序の説明には、もう少し補足説明が必要であろう。良い評判を得るために、初めは、特定の人の顔を窺うような行動を取るよう考えられるが、より多くの人からの良い評判を求めようとすると、そうした戦略は最善のものとはいえず、より多くの人から良い評判を得るために、次第に公正な判断や行動を取るようになって考えるわけだが、これでは、「正義」について考えるのではなく、多くの人に受け入れられる、すなわち「妥協的な」行動や判断を取るにすぎず、正しい行動や判断について考えているわけではないのではないかと、この疑問が生じて不思議ではないからである。しかし、良い評判を得ようとすると、妥協的な発想を超えて、まさに「正義」についてヒトは考えるようになると思われる。なぜなら、正義に適った行動や判断は、第三者の立場にある者にも通用する、すなわち理論上はすべての者を説得できる行動や判断であるはずだからである。正義に適った行動や判断ができれば、最も効率的に良い評判を得ることができると考えられるため、ヒトは正義を求めるようになる、と考えるのである。

また、筆者は、法の発生も、間接互惠性のメカニズムから説明できるのではないかと考える。なぜか。誰から見ても正しい行動は、個々人が熟考することによって「解」が定まる場合もあるだろうが、そうでない場合も少なくない。そうすると、評判を得るために迷わず正しい行動を取ることができれば効率が良いと考えられる。すると、ここで、正義を一義化することへのニーズが高まると考えられる。こうして、正義の一義化を行うものとして「法」が要請されると考えることができるのではないだろうか。⁽⁴⁷⁾

以上のように間接互惠性とそれを成り立たせるための評判の重要性を踏まえる

(47) この場合、法に従うことは、それ自体、正義を実現しつつ、また、評判の獲得にもつながるため、安定的に法が遵守されることになると想像できる。

と、正義が理由を（それも公共的な理由を）必要とすることもある程度説明できると考える。誰から見ても良い、あるいは正しいと思われるためには、配分の結果それ自体と同等かそれ以上に、そうした配分結果の理由が「正しい」といえることが重要になると考えられる。なぜなら、ここでの「正しい」といえることが第三者に通用することだと考えれば、正しい理由に基づいた行動や判断は、良い評判の獲得に大きく寄与するはずだからである。良い評判を獲得するために、「理由」を重視する傾向が自然に強まると考えられる。このようにして、正義にとっての「理由」の重要性を進化的に説明できる可能性があると考えられる。

以上のようにして、間接互惠性は、正義を進化の観点から説明できる可能性を有していると考えられる。

5 むすびにかえて

本稿では、進化心理学的アプローチの法学に対する可能性を明らかにすべく、これまでの議論の紹介と若干の検討を行った。これまでの検討を踏まえ、本稿での結論は、当面、進化心理学の法学への意義は限定的と見るべきで、正義や法を考える際の直接的な応用には課題が多いというものである⁽⁴⁸⁾。

本稿では、法学と心理学との学際的な研究の意義や課題を明確にする作業の手始めとして、進化心理学的アプローチを取り上げたが、法や正義を対象とする心理学の分野としては、社会心理学、発達心理学、感情心理学、生理心理学、認知神経科学、脳科学、実験心理学等があり、こうした分野での成果を法学がどのように取り入れるべきかについての検討が課題として残されている。また、本稿では、もっぱら心理学分野での成果の法学分野への応用可能性の検討に焦点を当てたが、法学と心理学の学際的研究をより発展的なものにするためには、心理学分

(48) ただし、だからといって、進化心理学的アプローチは無視すべきものではなく、むしろ、進化心理学の今後の発展に注視すべきであると考えられる。なぜなら、進化心理学が、さまざまな問題点を有しながらも、それが人間の科学的な理解に貢献する知見をもたらすものである以上、法学を含む社会科学は、その成果を踏まえながら発展すべきだと考えるからである。本稿でみたように、法や正義に関する内在的議論への直接的な貢献は、現時点ではあまり期待すべきではなく、また、人間の本性の解明にも、その貢献可能性を過大視すべきではないが、他方で、正義や法という現象の総体的な解明、すなわち、正義や法についての外的な視点からの解明には有用な知見をもたらすことが期待できると考えてよいように思われる。甚だ不十分ではあるが、このことを示唆するために、前節で正義や法の発生機序に関する試論を提示した。

野での正義や法に関する研究に対して、法学がどのように貢献できるのかについての検討も必要であろう⁽⁴⁹⁾。この点も今後の課題としたい。

*本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（A）「正義観の心理・神経・生理・進化的基盤」（研究代表者、大平英樹名古屋大学教授、課題番号24243068）の研究成果の一部である。

(49) 例えば、正義や法に関する心理学の実験デザインについて、評価・コメントすることによって、実験の精度を上げることが考えられる（その試みとして、鈴木慎太郎「正義の実験心理学のための法哲学的覚書—いかにして正義を実証的に把握するか—」『愛知学院大学論叢 法学研究』57巻1・2号（2016年））。具体的には、第4節で述べたように間接互惠性が、正義を進化の観点から説明できる可能性を有していると考えられるため、公共財ゲームに、間接互惠性の要素を入れ込み、正義の発生を説明できる実験デザインを心理学グループと協力して探究することが考えられる。